

姫路市防災会議
津波対策検討専門委員会

提 言 書

平成23年7月

目次

はじめに

1 本市における警戒避難体制に係る現状と課題	1
(1) 津波観測手段について	
(2) 津波情報伝達体制について	
(3) 避難体制について	
2 警戒避難体制の確保のための具体的な対策	2、3
(1) 津波観測について	
(2) 津波情報の伝達について	
(3) 避難のあり方について	
3 適切な避難行動の実現を目指して	4
(1) 津波防災教育の推進	
(2) 率先避難者	
(3) 津波避難訓練の実施	
(4) 「町内版防災マップづくり」の推進	
(5) あらゆる機会を通じた津波避難意識の高揚	
(6) 海拔（標高）の表示	
4 事業所との連携	5
(1) 事業所の従業員等の避難安全確保	
(2) 危険物施設等の保安対策の推進	
(3) 地域防災への協力・貢献	

おわりに

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、巨大地震が近い将来確実に発生し、地震に伴う津波による被害も十分予測され、万全の対策を整えていた太平洋岸の東日本各地でしたが、津波による未曾有の被害が発生しました。

この度の津波は、昼間に発生し、テレビ中継などリアルな映像が放送されるなど、改めて津波被害の恐ろしさと悲惨さを思い知らされました。

姫路市における津波災害につきましては、東南海・南海地震に起因する津波被害が予想されていますが、5m以上の大津波が予想されている太平洋沿岸の地域と違い、現行の津波ハザードマップでは沿岸のごく一部に浸水箇所が示され、ややもすれば、安全情報と受け止められるおそれがあります。

しかしながら、先の津波被害を踏まえると、想定は想定として、それを上回る災害は必ず起こるという前提にたって、予防から復旧・復興までの、ハードとソフトに渡る総合的な津波対策を講じていくことが必要と考えます。

本委員会では、「住民の生命・身体・財産の保護」という命題のうち、緊急且つ重要な課題である生命・身体の保護のための方策を提言することとします。財産の保護についてはハード対策が中心となり、中・長期的な対応になることから、本委員会の検討項目から除外しており、提言には盛り込まれておりません。

災害を軽減するには、事前の準備、事案発生時の行動、事後の対策が重要ですが、生命・身体の保護の観点から、特に、事前の準備、事案発生時の警戒避難体制について検討しました。具体的には、住民の警戒避難体制を確保し、人的被害を最小にする方策について、平常時の予防対策と東南海・南海地震発生後約2時間後までに行える避難行動に限定し検討しました。

この提言により、津波による犠牲者を出さないことを目指して、自助・共助・公助の連携による様々な取り組みが行われることを期待するものです。

平成23年7月

姫路市防災会議津波対策検討専門委員会

委員長

井口博夫

1 本市における警戒避難体制に係る現状と課題

(1) 津波観測手段について

現状

- ・ 兵庫県が設置している潮位計から得られる潮位実況をインターネット上で入手している。(兵庫県海の防災情報)
- ・ 東日本大震災では、津波による潮位計の破損、停電等により潮位観測に障害が発生した。

課題

- ・ 津波発生的事实を把握する複数の手段が必要である。

(2) 津波情報伝達体制について

現状

- ・ テレビ、ラジオ等のマスメディアによる情報伝達、広報車、インターネット、メール配信等、本市が保有する広報手段のほか、自治会の有線放送等により情報伝達を行っている。

課題

- ・ 災害時要援護者（視覚・聴覚障害者）への情報伝達手段が確立されていない。
- ・ 海岸や港湾利用者や在港船舶など住民以外への情報伝達手段が不十分である。
- ・ 停電時の情報伝達手段が確立されていない。
- ・ 気密性の高くなった家屋内や風雨時では町内放送等が聞こえにくい。
- ・ 通行車両への情報伝達手段が不十分である。

(3) 避難体制について

現状

- ・ 全般として避難体制が十分に確立されていない。
- ・ 東日本大震災では、避難指示等が発令された後に、住民等が危険なエリアに戻り、被災したケースが見られた。

課題

- ・ 災害時要援護者（自力避難困難者）の避難安全確保が確立されていない。
- ・ 車両避難者による交通渋滞が予想される。
- ・ 避難指示、勧告が発令された場合でも住民が避難行動を起こさない。

※注1

※注1 全国的な傾向であるが本市においても平成22年に河川増水のため、避難準備情報を発表したが無避難者がいなかった。

2 警戒避難体制の確保のための具体的な対策

(1) 津波観測について

気象庁の津波警報等の発表に併せ、市長は避難勧告をするが、津波発生
の事実も盛り込んだ一層具体的な避難勧告とすれば、避難率の向上につな
がると考える。

そのためにも津波発生 of 情報を入手する複数の手段を構築する。

① インターネットの活用

「兵庫県海の防災情報」を活用し、鳴門海峡や紀淡海峡を北上してく
る津波の到達時間や潮位偏差等の情報を入手する。

② 防災関係機関のネットワークの活用

自衛隊、海上保安庁、警察、消防等、防災関係機関のネットワークを
活用し、太平洋沿岸の関係機関からの津波情報の入手に努める。

③ 自治体ネットワークの活用

自治体間のネットワークを活用し、太平洋沿岸の関係自治体からの津波
情報の入手に努める。

(2) 津波情報の伝達について

避難勧告等の津波情報は、避難対象地区内の全ての人に迅速・的確に伝達
するためにも、現状のマスメディアや本市保有の手段による広報のほか、あ
らゆる手段を講じて情報伝達を行う。

① 携帯電話等の情報通信機器の活用

緊急速報「エリアメール」は、従来のメールのようなメールアドレス
の事前登録が不要なことから、観光客や市域通過者にも情報伝達が可能
で、且つ、同報配信なので多数の携帯電話所持者に即時にメッセージの
伝達が可能である。

② 自治会放送設備の活用

自治会放送設備を有効に使うためにも、平常時から自治会長等の放送
実施者との連携を図り、有事には迅速・的確に放送が行えるような環境
を整備しておく必要がある。

③ サイレン、警鐘等の活用

近年の建築物は遮音性が高く、町内放送や広報車等による拡声では、
正確な情報伝達が困難な場合がある。

サイレンや警鐘等でまず注意喚起を行ったあと自治会放送等による情
報伝達が有効である。

④ マンパワーの活用

停電になれば、大方の情報伝達手段が不能になるので、自治会（自主防
災会）、民生委員、消防団等の地域防災力（マンパワー）による情報伝達

が必要になる。

⑤ 関係団体との連携

海岸利用のレジャー客、港湾利用者や在港船舶への津波情報を伝達するため、漁業協同組合、海水浴協同組合、旅客・貨物等の海運事業者、姫路港安全対策部会台風・津波対策委員会など、関係団体との連携を図る。

(3) 避難のあり方について

避難対象地区外（概ね国道250号線より北の標高の高い場所）への避難を原則とし、避難対象地区内に残留する人が存在しないように努める対策を講じる必要がある。家島町域については、最寄りの高台へ避難する。

① 津波避難ビル等の確保

津波接近時に、災害時要援護者や避難対象地区外まで避難する時間が無くなった住民のセーフティネットとして、避難対象地区内をはじめとする標高の低い場所にある3階建て以上かつ鉄筋コンクリート造等の堅牢な建物を、建物関係者等の協力を得て「津波避難ビル」に指定する。指定された建物には、案内板等を設置し、市民等に周知する。

② 徒歩避難の周知徹底

徒歩による避難を原則とし、車両等による避難は、災害時要援護者（自力避難困難者）への避難支援に限定する。

臨海部の自治会（自主防災会）、事業所等を通じて、徒歩避難の周知徹底を図る。

③ 災害時要援護者（自力避難困難者）への避難支援

災害時要援護者の避難支援において重要なことは、事前の対策として、災害時要援護者の氏名・住所・連絡先等の基本情報や、避難に際し支援をする人（避難支援者）等の情報を掲載した「災害時要援護者支援台帳」の整備が必要である。

また、避難誘導時には、自治会（自主防災会）、民生委員、消防団等による共助（マンパワー）が必要である。

④ 安全の確保

津波は繰り返し襲って来るため、一度避難したら津波警報が解除されるまでは戻ってはいけない。また、既に安全な場所（避難対象地区外のショッピングセンター等）にいる者は、その場に留まることが安全な避難につながることを周知徹底する。

3 適切な避難行動の実現を目指して

避難指示・勧告が出ていることを知っても、自分は大丈夫だという心理が働き、避難の行動に移らない場合がある。

避難指示・勧告が出れば、とにかくすぐに腰をあげて避難するという意識付けが必要である。

(1) 津波防災教育の推進

保・幼・小・中・高校におけるカリキュラムの一貫として津波防災教育、津波避難訓練を取り入れ、危機管理意識の高い市民を育成する。

子供の防災意識を高めることで、家庭等での話し合いを通じて、大人や地域全体の意識を高めることにもつながる。

(2) 率先避難者

率先して逃げることによって、他の人の避難も促す、いわゆる「率先避難者」を各地域の中で確保する。

自治会（自主防災会）、婦人会、老人会、消防団などの各種団体から広く人選し、「町内版防災マップづくり」などを通じた事前の意識付けが重要である。

(3) 津波避難訓練の実施

地震発生、津波警報等の発表、避難勧告等の発令、避難開始・完了までの時間経過に沿った訓練内容とし、昼夜・時間帯別など実施時期の設定、地域住民のみならず海水浴客・事業所従業員等の幅広い訓練参加など、マンネリ化を回避し、実践的な訓練となるような工夫が必要である。

(4) 「町内版防災マップづくり」（注2）の推進

「町内版防災マップづくり」は、作成する過程において、地域住民の防災意識の啓発、地域連帯感の高揚、コミュニティ活動の活性、災害時要援護者支援の充実等が期待できるとともに、成果物としての防災マップにより、地域の災害リスク、避難経路、避難場所等の情報を平常時から目にすることができ、津波襲来時には迅速・適切な避難に繋がるなど、地域防災力の向上を図る上で非常に有効なツールである。

(5) あらゆる機会を通じた津波避難意識の高揚

テレビ、ラジオ、広報誌、市政出前講座等、あらゆる機会を通じ、「津波イコールすぐ避難」を訴えていく。

(6) 海拔（標高）の表示

津波発生時の避難に役立つために、電柱等に海拔を表示し、地域住民や道路を通行するドライバー等に、日頃から認識してもらう。

※注2 町内版防災マップ：町内で災害時に危険なもの・役立つもの等を、住民みんなが話し合いながら必要な情報や施設などを地図上に書き込んだもの。

4 事業所との連携

(1) 事業所の従業員等の避難安全確保

事業所の従業員、来訪者の避難安全確保を図るため、市と事業所は連携して津波情報の迅速な伝達体制を整備しておくこと。

(2) 危険物施設等の保安対策の推進

地震、津波により危険物施設等が破損し、流出した危険物が津波とともに拡散すれば、事業所敷地外まで被害が拡大するおそれがある。

事業所は地域防災の視点で危険物施設の保安対策を推進し、市は事業所に対して必要な指導・助言を行い、連携して地域の安全確保を図ること。

(3) 地域防災への協力・貢献

事業所は地域に密着し、平時における事業所の活動で培った組織力を持っているだけでなく、施設や資機材、専門的なスキルを保有しており、災害時には多様な活動が期待できる。

事業所と地域が一体となって防災活動の取り組みがなされるよう、可能な限り事業所に地域防災への協力を求める必要がある。

おわりに

本提言は、住民のみならず就労者・訪問者等を含めた全ての方々の避難警戒体制を確保し、人的被害を最小にする方策について、緊急的に対応すべき且つ実践可能な具体的な対策を目標として整理しています。

提言内容を具現化していくためには行動計画をたて進行管理を行うことが必要と思われます。

また、行政機関相互の連携はもとより、住民の自発的な活動を最も重要な柱とする一方、企業の人的・物的資源も地域防災力として位置づけ、地域一体として取り組むことが肝要と考えます。

姫路市防災会議津波対策検討専門委員会の委員構成

委員長	井口 博夫	兵庫県立大学環境人間学部教授
副委員長	飯島 義雄 河原 啓二	姫路市副市長兼危機管理監 姫路市危機管理監（～H23. 6. 30）
専門委員	清水 將之	元関西国際大学大学院教授
専門委員	栗津 秀哉	第五管区海上保安本部姫路海上保安部長
専門委員	吉村 文章	兵庫県姫路港管理事務所長
専門委員	濱田 長伸	姫路市連合自治会副会長
専門委員	富田 重二	姫路市飾磨消防団長
専門委員	山本 昌宏	姫路市防災審議監
専門委員	大原 辰夫	姫路市消防局長